

志布志市インターンシップ等促進補助金

補助対象者	次に掲げる要件の全てを満たす者 (1)市外に居住していること。 (2)本市での就業を希望していること。 (3)市とパートナーシップ協定を締結している市内企業等におけるインターンシップであること。 (4)インターンシップ等に参加する年度の4月1日において 18 歳以上であること。
補助対象経費	インターンシップ等への参加に要する次に掲げる経費(手配に係る手数料等を含む)。ただし、インターンシップを実施する企業が次に掲げる経費の一部を負担した場合若しくは他の公的な補助金等の交付があった場合は、当該金額を除く。なお、同一の地元企業へのインターンシップ参加に対する補助金は、年度内において2回に限る。 (1)旅費(現住所から地元企業又は市役所の最寄りの駅又はバス停までの往復の公共交通機関を利用した交通費に限る。) (2)宿泊費(インターンシップ等に参加するため市内の宿泊施設を利用したもの)
補助率	1/2 以内(1,000 円未満切り捨て)
補助限度額	25,000 円
申請に係る添付書類	(1)志布志市インターンシップ等促進補助金交付申請書・同意書兼誓約書(様式第1号) (2)インターンシップ等報告書(様式第2号) (3)インターンシップ等への参加に要した費用が分かる領収書等 (4)現住所及び年齢を証明できるものの写し (5)その他市長が必要と認める書類